



宮 崎 県 公 報

平成19年9月3日(月曜日) 第 1910 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告(2件)……………(税務課) 1

頁

○保安林の皆伐面積の限度……………(自然環境課) 1
○技能検定の実施……………(労働政策課) 2
○県営土地改良事業の工事の完了……………(農村整備課) 3
○基本測量の実施の通知……………(管理課) 3

公 告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第96条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成19年9月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 免税証の種類

50ℓ券

2 用途

農業

3 記号及び番号

F3600934

4 有効期間

平成18年8月21日から平成19年8月20日まで

5 免税証に記載した販売店の名称

都城農業協同組合有水給油所

6 紛失年月日

平成19年2月1日

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第96条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成19年9月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 免税証の種類

100ℓ券

2 用途

農業

3 記号及び番号

G3601633

4 有効期間

平成18年8月21日から平成19年8月20日まで

5 免税証に記載した販売店の名称

都城農業協同組合有水給油所

6 紛失年月日

平成19年2月1日

保安林の平成19年度における皆伐による立木の伐採につき、森林

法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成19年9月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	422.55
北川土流	土砂流出防備保安林	78.82
北川干害	干害防備保安林	1.46
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,020.82
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	102.00
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	7.04
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.44
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	1,009.25
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	25.36
五十鈴川干害	干害防備保安林	22.94
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,859.71
耳川土流	土砂流出防備保安林	85.44
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	236.36
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	42.44
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,353.25
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	93.21
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	3.98
一ツ瀬川保健	保健保安林	0.38
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	911.88
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	25.90
小丸川下流干害	干害防備保安林	1.33
小丸川下流保健	保健保安林	0.22
川内川上流水かん	水源かん養保安林	540.28
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	60.95
川内川上流防風	防風保安林	0.40
川内川上流干害	干害防備保安林	6.52
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	925.23
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	138.91
大淀川本流防風	防風保安林	0.64
大淀川本流干害	干害防備保安林	8.09
大淀川本流保健	保健保安林	5.26

本庄川水かん	水源かん養保安林	1,488.40
本庄川土流	土砂流出防備保安林	7.05
本庄川防風	防風保安林	0.10
本庄川干害	干害防備保安林	2.70
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	917.39
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	50.13
広渡川水かん	水源かん養保安林	518.51
広渡川土流	土砂流出防備保安林	157.95
広渡川干害	干害防備保安林	1.20
広渡川保健	保健保安林	0.18
福島川水かん	水源かん養保安林	343.70
福島川土流	土砂流出防備保安林	9.38
福島川干害	干害防備保安林	3.02

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成19年度技能検定試験（後期）を次のとおり実施する。

平成19年9月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 実施職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、縫製機械整備（縫製機械整備作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、石材施工（石積み作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、印章彫刻（木口彫刻作業）、塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 3級

機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）

(4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

2 実施等級等

特級、1級、2級、3級及び単一等級（各等級の実施職種は、前記1のとおりとする。）

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成19年12月3日（月曜日）から平成20年2月24日（日曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
特級全職種、さく井、鍛造、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、縫製機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、石材施工、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、印章彫刻、塗装、樹脂接着剤注入施工	15,700円
機械検査	13,000円
和裁、機械・プラント製図	11,500円

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
電気機器組立て、建築大工、配管	10,500円
機械検査	8,700円
和裁	7,700円

エ 問題の公表日

実技試験問題は、平成19年11月26日（月曜日）以後に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工	平成20年1月27日 (日曜日)

特級全職種、さく井、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、印章彫刻	平成20年2月3日 (日曜日)
機械保全、半導体製品製造、縫製機械整備、かわらぶき、塗装、和裁、建築大工、樹脂接着剤注入	平成20年2月10日 (日曜日)

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成19年10月1日（月曜日）から平成19年10月12日（金曜日）まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門学校及び宮崎県職業能力開発協会で作成する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額（前記3の(1)ウに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の番号は、平成20年3月18日（火曜日）に県庁本館前掲示板に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大

臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定の合格者には特級技能士章を、1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）

電 話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985(58)1570

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成19年9月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
祇 園	宮崎市	ため池等整備事業	平成19年3月22日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成19年9月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 作業の種類

基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）

2 作業地域

県内全域

3 作業期間

平成19年9月3日から平成21年3月31日まで